

第二部 農薬(別表 2)

第3章 別表 2 資材の適合性判断基準

3.1. 別表 2 資材の使用の前提

肥培管理における別表 1 と同様、別表 2 に該当する資材の使用は、本則に記載された下記内容を遵守したうえで使用する必要がある。

JAS 規格第 4 条 有害動植物の防除

耕種的防除（カッコ内省略）、物理的防除（略）、生物的防除（略）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表 2 の農薬（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる

以下、3.2 及び 3.3 については、やむを得ない場合に使用する、防除資材についての評価基準として記載する。

3.2. 別表 2 の防除資材の使用にあたっての評価

(1) 原則

別表 2 のリストは、農薬取締法に準拠して記載されている。基準欄を見ると、使用に条件が付いているのは次項の資材のみであり、基準欄に何も記載のないものは、登録農薬であること、使用する対象作物が適用作物に記載されているものであれば、使用可能である。

一般には、農薬の登録番号をパンフレット等により確認し、その農薬の種類が別表 2 の名称であるものは、使用可能である。

(2) 基準欄に条件のある資材

以下に記載する農薬については、別表 2 の右欄に、使用にあたっての基準が定められている。

農薬	基準
① 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
② メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
③ 硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
④ 生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
⑤ 性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
⑥ 展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
⑦ 二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
⑧ ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。

(a) 性フェロモン剤(⑤)、展着剤(⑥)

これらの条件は、有効成分に関する条件であり、農薬のラベルに記載されているので、これを確認することで適合評価が可能である。

(b) 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤(①)

これらの条件については、材料の確認が必要となる資材なので、これに適合である旨の文書を求め、確認する。

(c) メタアルデヒド粒剤(②)、硫酸銅(③)、生石灰(④)

これらの資材については、製品の成分に関する条件ではなく、使用方法についての条件であるため、資材の評価時には特に検討せず、使用にあたって注意喚起することによりよい。

(d) 二酸化炭素くん蒸剤(⑦)、ケイソウ土粉剤(⑧)

後述の 3.4 項を参照。

(3) 天敵等生物農薬

上記本則に、「組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く」とあるが、現在、別表 2 に記載された資材について、組換え DNA 技術を用いて製造される可能性のあると考えられる資材に、「天敵等生物農薬」がある。

但し、天敵等生物農薬については、Q&A 問 105 により使用可能資材が一覧で掲載されているので、下記に記載されている生物農薬については使用可能なものとして特段の確認を必要としない（平成 22 年 3 月現在）。

- B T水和剤、B T粒剤（生菌、死菌を問わない）
- ボーベリアブロンニアティ剤
- バーティシリウムレカニ水和剤
- ペキロマイセスフモソロセウス水和剤
- ボーベリアバシアーナ乳剤
- スタイナーネマカーポカプサエ剤
- スタイナーネマグラセライ剤
- モナクロスポリウムフィマトパガム剤
- パスツーリアペネトランス水和剤
- チリカブリダニ剤
- ククメリスカブリダニ剤
- ミヤコカブリダニ剤
- コレマンアブラバチ剤
- サバクツヤコバチ剤
- オンシツツヤコバチ剤
- イサエアヒメコバチ剤
- ハモグリコマユバチ剤
- イサエアヒメコバチハモグリコマユバチ剤
- ハモグリミドリヒメコバチ剤
- アリガタシマアザミウマ剤
- ショクガタマバエ剤
- タイリクヒメハナカメムシ剤
- ナミテントウ剤
- ナミヒメハナカメムシ剤
- ヤマトクサカゲロウ剤
- チャハマキ顆粒病ウイルスリンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- タラロマイセスフラバス水和剤
- トリコデルマアトロビリデ水和剤
- アグロバクテリウムラジオバクター剤
- 非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤
- シュードモナスフルオレッセンス剤
- シュードモナスC A B－0 2水和剤
- バチルスズブチリス水和剤
- ザントモナスキャンペストリス液剤
- ドレクスレラモノセラス剤
- ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- コニオチリウムミニタンス水和剤

- チチュウカイツヤコバチ剤
- バリオボラックスパラドクス水和剤
- ペキロマイセステヌイペス乳剤
- スワルスキーカブリダニ剤
- バチルスシンプレクス水和剤
- チャバラアブラコバチ剤

(4) 登録農薬の適用作物

登録農薬の適用作物については、対象作物が適用作物に入っているかどうかを確認することが必要になるが、その分類については、下記の農林水産消費安全技術センターのホームページに詳細が記載されているので、注意する必要がある。

- 農薬登録における適用作物名について

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>

- 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用についての別表 1

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/3986/3986号別表1.pdf>

3.3. 特定防除資材

(1) 特定防除資材

現在特定防除資材として認められているのは、「地域の天敵」「重曹」「食酢」の3つのみである。

「地域の天敵」は、JAS 規格本則の生物的防除に該当するので、本則に適合した対策として制限なく使用可能である。

「重曹」「食酢」については、別表 2 に記載があり、かつ特別な基準が記載されていないことから、食酢であれば合成酢であっても使用できる。(但し、食酢に食酢以外を混合した「あわせ酢」は「食酢」に該当しない)

(2) 特定防除資材の評価中の資材

有機 JAS 規格においては、特定防除資材になるかどうかの評価中の資材(例：木酢液)は防除目的では使用できないものとされているが、別の効果を目的とした使用については、別表 1 の「その他の肥料及び土壌改良資材」(以下、「その他資材」と記載)で判断する。

別表 1 のその他資材の基準中、「かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。」と記載されているのは、農薬を別表 1 で使用してはいけないが、逆に特定防除資材の評価中の資材は、防除効果が公式に認められていないものであるから、別表 1 で評価してもよいと解釈できる。